

八王子市空き店舗等リノベーション支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中心市街地以外の地域で空き店舗、空き家を活用して営業する者に対して、空き店舗、空き家の改修にかかる経費の一部を市が毎年度の予算の範囲内において補助することにより、地域の活性化を促進し、にぎわいを創出することを目的とする。

2 本補助金の交付手続等については、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象区分)

第2条 この要綱における「空き店舗等リノベーション支援事業」とは、中心市街地以外の地域を対象地域とした次の2つを指す。

- (1) 魅力ある個店創出事業
- (2) サテライトオフィス・ワーケーション等整備促進事業

(用語の定義)

第3条 この要綱において次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地以外の地域

八王子市中心市街地活性化基本計画（平成30年（2018年）3月策定）において中心市街地と定めた範囲以外（別図に定める区域以外）をいう。

- (2) 空き店舗、空き家

中心市街地以外の地域で店舗として活用できる建物で、1か月以上利用されていないもの、新築後一度も入居のないものは、建物竣工日から1年以上経過しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア ショッピングセンター、大型商業施設内のテナント型のもの

イ 店舗併用住宅等で、店舗部分と住宅部分が明確に分離できないもの（店舗営業を開始するまでに工事により店舗部分と住宅部分を分離することができるものを除く。）

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の規定に基づく中小企業者（ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の対象となる営業を行う者を除く。）又は各種団体（政治活動及び宗教活動を行う団体は除く。）であり、かつ、別表1に定める要件を全て満たすものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する業務は、補助対象業務から除外する。

- (1) 法令に違反する業務
- (2) 公序良俗に反する業務
- (3) 政治活動、宗教活動にかかわる業務

(補助対象経費)

第5条 補助事業のうち、本補助金の交付対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。ただし、本補助金以外の補助金等を活用した経費は対象としない。

- (1) 解体工事費
- (2) 外装・内装工事費、設備（水道、電気、ガス、空調）工事費（建物への設置工事が必要となる機器等の購入費を含む）
- (3) 補助対象者が自ら店舗等改修を行う場合の資材等の購入費
- (4) 広告費

(補助金額)

第6条 本補助金額は、補助対象経費の2分の1以内（千円未満切捨て）とし、100万円（工事費50万円）を限度とする。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、八王子市空き店舗等リノベーション支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に別表2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 交付申請者は、同時に複数店舗等の申請を行うことはできない。
- 3 当該年度に本補助金の交付を受けた者は、当該年度に限り本補助金の申請を再度行うことはできない。

(交付申請の取下げ)

第8条 交付申請者は、本補助金の交付の可否の決定以前に交付申請を取り下げるときは、八王子市空き店舗等リノベーション支援事業補助金交付申請取下げ届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、第7条第1項の交付申請書の提出があったときは、審査要領によりその内容を審査した上で交付の可否を決定し、交付を決定した者（以下「補助事業者」という。）に対しては八王子市空き店舗等リノベーション支援事業補助金交付決定通知書（第6号様式）を、不交付を決定した者に対しては空き店舗等リノベーション支援事業補助金不交付決定通知書（第7号様式）を交付する。

- 2 補助事業者は、前項の交付決定通知書を受領するまでは、補助事業のうち交付申請の対象とした経費にかかる工事を開始してはならない。

(中間確認)

第10条 市長は、補助事業の予定工期のうち、おおむね半分の期間が経過した時点で、その進捗状況について確認を行うことができる。

(補助事業の内容変更等)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の内容を変更又は中止若しくは廃止するときは、その内容についてあらかじめ市長に報告し、八王子市空き店舗等リノベーション支援事業補助金補助事業変更等承認申請書(第 8 号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については報告のみを求めるものとする。

2 市長は、前項の補助事業変更等承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を八王子市空き店舗等リノベーション支援事業補助金補助事業変更等承認書(第 9 号様式)により補助事業者へ通知する。

(営業内容の変更等)

第 12 条 補助事業者は、交付決定日から起算して 3 年が経過する日の属する会計年度の末日までに、営業内容の変更又は営業の中止若しくは廃止をするときは、あらかじめ市長に報告し、八王子市空き店舗等リノベーション支援事業補助金営業内容等変更届出書(第 10 号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、1 か月以内又は 3 月 31 日のいずれか早い期日までに、八王子市空き店舗等リノベーション支援事業補助金補助事業実績報告書(第 11 号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業収支等報告書(第 12 号様式)
- (2) 補助事業の領収書
- (3) 確定した経費の内訳が分かるもの
- (4) 補助事業完了後の店舗内及び外観の写真
- (5) 許認可その他法律に基づく資格を証明する書類の写し(開業に必要な場合に限る。)
- (6) その他市長が指定する書類

2 補助事業者は、第 12 条第 2 項により、補助事業廃止の承認通知を受領したときは、1 か月以内又は 3 月 31 日のいずれか早い期日までに、八王子市空き店舗等リノベーション支援事業補助金補助事業(廃止)実績報告書(第 13 号様式)を提出しなければならない。

(交付額の確定)

第 14 条 市長は、前条第 1 項の補助事業実績報告書又は、前条第 2 項の補助事業(廃止)実績報告書の提出があったときは、速やかに審査し、補助金の交付額を確定する。

2 市長は、補助金の交付額を確定したときは、八王子市空き店舗等リノベーション支援事業補助金交付額確定通知書(第 14 号様式)を補助事業者へ交付する。

(交付請求)

第 15 条 補助事業者は、前条第 2 項の通知書を受領後、補助金の交付請求をするときは、

八王子市空き店舗等リノベーション支援事業補助金交付請求書（第 15 号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 16 条 市長は、補助事業者が規則第 15 条に規定する事由のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）第 11 条第 1 項の補助事業変更等承認申請又は第 12 条の営業内容等変更届出を行った場合で、市長が必要と認めるとき。

（2）前号のほか本要綱に違反したとき。

2 市長は、交付決定を取り消したときは、八王子市空き店舗等リノベーション支援事業補助金交付決定取消通知書（第 16 号様式）を補助事業者に交付する。

（補助金の返還）

第 17 条 市長は、前条第 1 項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、補助事業者に期限を定めて八王子市空き店舗等リノベーション支援事業補助金返還命令書（第 17 号様式）により、その全部又は一部の返還を命ずる。

2 交付決定の一部を取り消した場合は、別表 3 の計算式により返還額を決定する。

3 補助事業者は、第 1 項の返還命令を受けたときは、当該命令額を期限までに納付しなければならない。

（状況報告）

第 18 条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度及び当該年度の終了後 2 年間、毎会計年度終了後 3 か月以内に補助事業の実施状況について、八王子市空き店舗等リノベーション支援事業補助金業務等実施状況報告書（第 18 号様式）により、市長に報告しなければならない。ただし、廃業している場合は、この限りでない。

（終期）

第 19 条 本補助金制度の終期は、令和 6 年（2024 年）3 月 31 日とする。

（定めのない事項の処理）

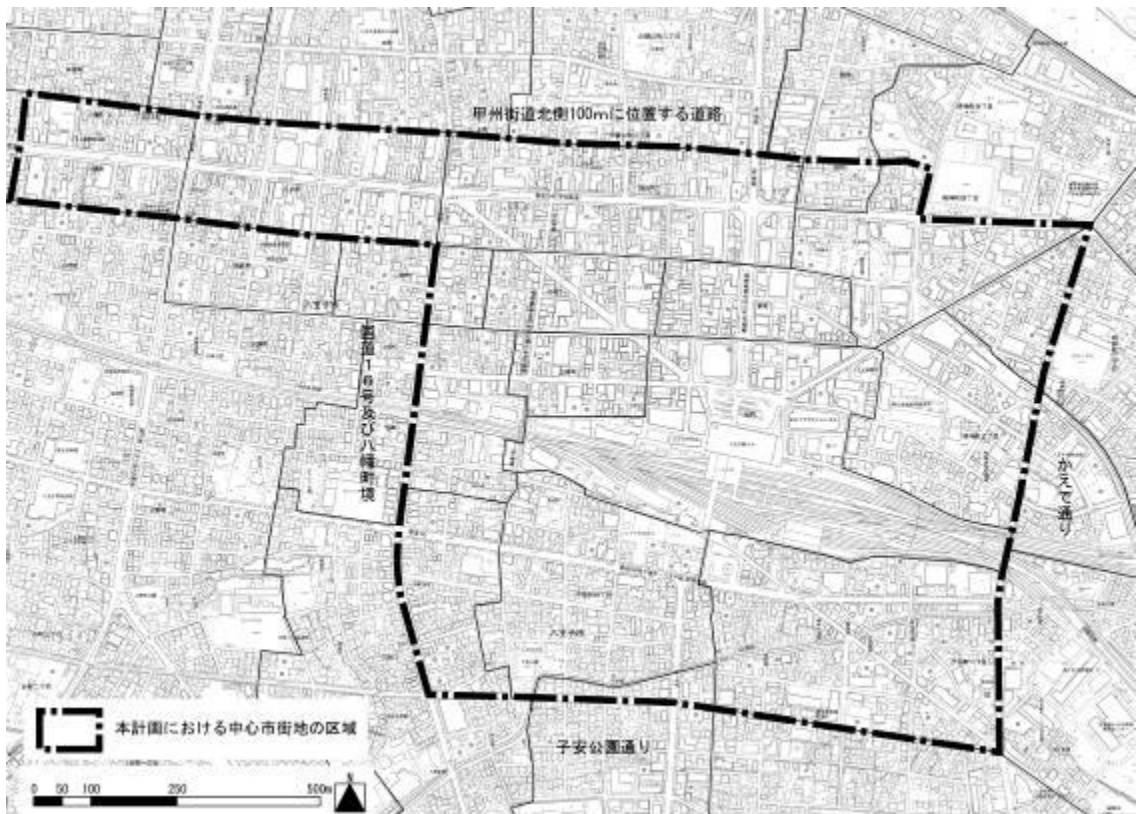
第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年（2023 年）5 月 8 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の八王子市空き店舗等リノベーション支援事業補助金交付要綱の規定により申請があった、または交付の決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

別図（第3条第1項関係）



(注) 甲州街道北側 100mに位置する道路（東側の高校敷地等を除く。）、かえて通り、子安公園通り、国道 16 号及び八幡町境で囲まれた区域。特に甲州街道とは、国道 20 の「明神町」交差点から、「本郷横丁東」の交差点までの区間を指すものとする。

別表 1（第4条関係）

補助対象事業者の要件	
(1) 共通事項	
ア	認可が必要な事業を開始しようとするときは、許可もしくは許可を受ける見込みがあること。
イ	3年以上継続する見込みがあること。
ウ	本補助金の交付決定を受けた会計年度の末日までに営業を開始すること。
エ	中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）第 4 条第 5 項に規定する連鎖化事業（フランチャイズチェーン方式）でないこと。
オ	交付申請以前に空き店舗等の改修工事を開始していないこと。
カ	市税を滞納していないこと。
キ	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

ク 改修施工者については、市内事業者を選定するよう努めること。

ケ 八王子商工会議所または商店街がある地域においては商店街に加入するよう努めること。

(2) 魅力ある個店創出

ア 街の活性化や集客が図られる魅力ある店舗であること。

イ 市内の空き店舗等を活用して、新たに事業（小売業または飲食業）を営もうとすること。

(3) サテライトオフィス・ワーケーション等整備促進

ア サテライトオフィスを設営し、運営する実施体制や実行能力（経理その他事務含む）等を有すること。

イ サテライトオフィスを直接運営する事業者であること。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による申立て等、補助対象事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。

エ サテライトオフィスの運営に必要な建物を賃借している場合、貸主に対する賃料・使用料等の債務の支払が滞っていないこと。

オ 国・都道府県・区市町村等から補助を受けている、あるいは過去に受けたことがある場合、不正等の事故を起こしていないこと。

カ 過去 5 年間に重大な法令違反等がないこと。

キ 就業規則を作成して労働基準監督署に届出を行っていること。

ク 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成 31 年 3 月 19 日付 30 総行革監第 91 号）に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと。

ケ 労働関係法令等について、遵守していること。

別表 2 (第 7 条第 1 項関係)

提出書類 (共通)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 (第 2 号様式) ・ 賃貸借契約書の写し (交付申請時に契約を締結していない場合は、契約締結後速やかに提出) ・ 空き店舗確認書 (第 3 号様式) ・ 経費の内訳が分かる見積書 ・ 空き店舗の位置図 ・ 工事図面 (平面図) ・ 改修工事前の店舗内、外観及び補助対象箇所の写真 ・ 誓約書 (第 4 号様式) ・ 本補助金以外の補助金を活用している場合その他申請書類一式 ・ 開業に必要な資格等を証明する書類等の写し ・ その他市長が指定する書類 	
交付申請者に関する提出書類	
個人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票の写し ・ 市民税・都民税納税証明書 ・ 所得税青色申告決算書又は収支内訳書 (新規創業者は提出不要) ・ 固定資産税・都市計画税納税証明書 (該当がない場合は提出不要)
法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の登記事項証明書 ・ 直近決算分の法人市民税納税証明書 (新規設立者の場合は、代表者の市民税・都民税納税証明書) ・ 法人の固定資産税・都市計画税納税証明書 (該当がない場合は提出不要) ・ 定款、規約、会則等 ・ 役員名簿

※ 住民票の写し、法人の登記事項証明書については、3 か月以内に発行されたものに限る。また、コピーによる提出も可とする。

※ 各納税証明書については、前年度の滞納がないものに限る。また、コピーによる提出も可とする。

別表 3 (第 17 条第 2 項関係)

返還額の計算式	<p>補助金交付額 ÷ 36 × (36 月 - (営業を開始した日から営業内容の変更等を実施した日までの月数)) (月数に端数が生じたときはこれを切り捨てる。)</p> <p>算出した額に 1 千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>
---------	--

